

前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。))の介護をするため、勤務を要しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、<u>介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)</u>又は<u>高齢者部分休業(職員が、55歳に達した日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの<u>給与額(高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合にあつては、給料並びにこれに対する地域手当及び管理職手当に限る。)</u>を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。))の介護をするため、勤務を要しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)<u>又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの<u>給与額</u>を減額して給与を支給する。</p>